

透過写真撮影業務特別教育規程の改正について（報告）

第177回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課電離放射線労働者健康対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

透過写真撮影業務特別教育規程の改正について（報告）

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法関係法令に基づき、事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせる時には、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないこととされており、当該特別教育の科目の範囲等は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第52条の5第2項に基づき、透過写真撮影業務特別教育規程（昭和50年労働省告示第50号）において定められている。
- 今般、令和3年に国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル3（重大な異常事象）の労働災害が発生したことを踏まえ、同様の災害の発生防止に向けて、エックス線装置を取り扱う業務における安全対策を強化するため、特別教育の実施対象となる業務を透過写真撮影からエックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に拡大することに伴い、透過写真撮影業務特別教育規程についても特別教育の実施対象となる業務を拡大するための改正を行う。

2. 改正の概要

- 特別教育の実施対象となる業務について、透過写真の撮影の業務を、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務全体（注）に拡大することに伴い、特別教育の科目及び科目の範囲のうち「透過写真の撮影の業務」に限定されている箇所を「エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務」に対応するよう拡大する改正を行う。告示名についても変更を行う。
（注）装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。

3. 告示日等

【告示日】令和7年9月下旬（予定）

【適用期日】令和8年4月1日